2020年11月11日(水)
立憲民主党 意見交換会

フード連合
日本食品関連産業労働組合総連合会

フード連合の産業政策
～食品関連産業の発展のために～

目次

1. 組織概要
2. 新型コロナウイルスによる影響
3. 産業政策

© 2020 JFU. All Rights Reserved.

1． 組織概要

日本食品関連産業労働組合総連合会（フード連合）

設立：2002年

加盟組合：約280組織 11万人

綱領：
1.自由で民主的な労働運動の推進を基本に、食品および関連産業に働く労働者の総結集をはかり、加盟組合相互の信頼に基づく連帯を強め、労働者の社会的地位の向上、総合的労働条件の改善につとめる。
2.食品産業政策を確立し、その実現を通して、食品関連産業に働く仲間の生活の安定向上につとめるとともに、食品関連産業の安定・発展をもって国民生活の向上に貢献する。
3.労働組合の主体性を尊重し、外部からのあらゆる介入に対しては、毅然たる態度でのぞみ、組織の確立と運動の前進につとめる。
4.自由・平等・公正な福祉社会の実現と、国際労働運動の場における役割をはたす。

運動方針：
1. 食品関連労働者の総結集と組織の強化
2. 産業政策の確立と実現
3. 生活環境の改善
4. 男女平等参画の推進

役員体制：**別紙**

© 2020 JFU. All Rights Reserved.

2．新型コロナウイルスによる影響

雇用・労働条件への影響に関する緊急調査結果

調査概要

〇調査目的：新型コロナウイルス感染症による加盟組合の雇用・労働条件への影響と支援の必要性を把握するため

〇調査期間：2020年4月6日(月)～ 4月17日(金)

〇調査方法：WEBおよびFAXによる回答

〇有効回答数：117組合

※300名以上：38%(44組合)、300名未満：62%(73組合)

〇設問内容：・会社業績への影響
・会社の新型コロナウイルス感染拡大対策
・学校休校に伴い就業できない子育て中の労働者への対応
・労働者の雇用への影響
・労働者の労働条件への影響　等

© 2020 JFU. All Rights Reserved.

調査結果　～雇用・労働条件～

1．会社業績への影響

⇒「マイナスの影響がある」58.1%　「プラスの影響がある」「特に影響はない」20.5%。
※業種別部会ごとに各項目の比率は異なる。

2．会社の新型コロナウイルス感染拡大対策

⇒「時差勤務の実施」「テレビ会議システムの活用」：大手と中小で差
＝300人以上88.6%（39/44組合）　300人未満46.6%（34/73組合）

3．学校休校に伴い就業できない子育て中の労働者への対応

⇒「有給休暇の取得奨励」46.2%　「在宅勤務の実施」41.9%

4．労働者の雇用への影響

＜無期・フルタイム労働者＞
・「特に影響はない」93.2%　「不明」3.4%　「一時帰休」「配転」1.7%。
＜パート・有期・派遣労働者＞
・「特に影響はない」86.3%　「不明」8.5%　「一時帰休」4.3%。

5．労働者の労働条件への影響

＜無期・フルタイム労働者＞
・「特に影響はない」86.3%　「不明」10.3%　「その他」4.3%。
＜パート・有期・派遣労働者＞
・「特に影響はない」81.2%　「不明」15.4%　「その他」3.4%。

© 2020 JFU. All Rights Reserved.

調査結果　～食品産業への影響～

1．外食需要の減少

⇒ 外食産業を得意先としていた食品製造業に影響。

2．インバウンド含めた観光需要や祭事需要の減少

⇒ お土産品等観光系の食品産業の売り上げ減少。
⇒ 祭事(例えば地域主催の「地酒祭り」等)の中止による売り上げ減少。

3．学校等の休校

⇒ 学校給食用食品(食材)や牛乳メーカーに影響。
⇒ さらには、余剰乳を大手メーカーを中心にチーズ・バター・脱脂粉乳等の加工品に回すが、それらの過剰在庫となっている。

4．衛生品(マスク・消毒液)の需要増

⇒ 食品製造業の製造現場におけるマスク不足

5．世界規模のコロナ被害

⇒ 原材料の供給、人・物の往来規制・輸出入の減少、自国優先の食品管理

6．特需(買占め)の発生

⇒ 長期保存型の商品(カップ麺、乾麺、缶詰、冷凍食品、小麦粉・ミックス粉等)や、休校に伴う中食向け商品(袋詰めパン、おにぎり、惣菜等）で特需。
※長時間労働等の発生

© 2020 JFU. All Rights Reserved.

3．産業政策　■政策の全体像

(1) 食の安全・安心

・食品衛生法 (HACCP)　・食品表示法 (原料原産地表示)　・豚熱/アフリカ豚熱

(2) 公正な取引関係の構築

・独占禁止法の徹底 (優越的地位の濫用行為の撲滅)

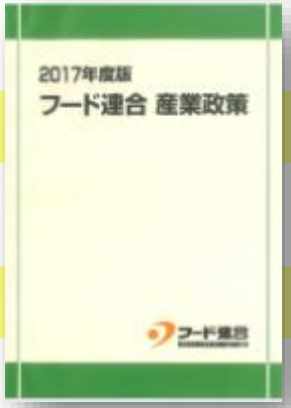

(3) 公平・公正な税制改革

・酒/たばこ税の二重課税解消　・食事手当非課税限度額の引き上げ

(4) 環境・食育

・食品ロス削減 (「三分の一ルール」の見直し、受発注のリードタイム適正化、フードバンクの支援)
・プラスチック問題への対応　・過度な喫煙規制への対応 (共存社会の実現)

(5) 食料安定供給に向けた政策

・経済連携協定　・食料自給率 (地産地消)　・地域生産振興 (サトウキビ生産振興)

(6) 流通・物流に関する政策

・持続可能な流通・物流の構築 (食の安全・安心／緊急時輸送ネットワーク構築／価格転嫁etc.)

(7) 社会関連政策(年金、医療・介護、子ども・子育て支援)

© 2020 JFU. All Rights Reserved.

3．産業政策　■直近 重点トピックス

(1) 食事手当の非課税限度額の見直し

→ 1984年以降見直しがなされていない非課税限度額を物価水準等を踏まえて引き上げる。

食事手当(現行の対応)

企業が食事手当を支給する際、以下の条件を満たす場合、企業の補助額は受給者の**給与所得とならず非課税対象**となる。

条件 1)　企業の補助額が月に**3,500円以内**

条件 2)　従業員が会社補助額と同額以上を負担

1975年に施行時は2,500円。その後1984年に3,500円となったが、**以降一度も改正されていない**。

引き上げ時の国会答弁　(1984.7.12 衆議院大蔵委員会 国税庁直税部長)

「昭和五十年からの消費者物価指数、これを食料品について見てみますと、おおむね今回の金額の改定率とほぼ同じ程度ではないかというふうに私ども考えておりまして、**ほぼ物価指数に沿った改定**ではないかと考えております。」

「**食事代などの非課税限度については、私どもとしても、今後とも給与の支給の実態等を踏まえまして、必要に応じ検討を行うということが適当**であるというふうに考えております。」

(2) 労働基準法適用除外業種の対応(適用化)

→ 労基法制定当時からの環境変化を踏まえ、適用化すべきである。

フード連合
日本食品関連産業労働組合総連合会

労働基準法における適用除外の概要

- 同居の親族のみを使用する事業を除き、労働者を雇い入れて農業等を営む場合は、労働者として労基法等の適用を受けることが原則。
- ただし、**労基法41条により「労働時間、休息、休日に関する規定」が適用除外**とされる。
  ※1947年の労基法制定以降、このような対応が取られている。

労基法41条

この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一　別表第1※第六号（林業を除く）又は第七号に掲げる事業に従事する者

林業は1993年に適用化

※別表第1

六　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

七　動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

制定時からの環境変化(養殖業)

・陸上養殖の進展、機械化(自動給餌機) 等

中央労働基準審議会建議

(平成4年12月18日)

労働時間法制の整備について報告

農林水産業への労働時間法制の適用

農林水産業については条件整備のなされたところから順次労働時間に係る規定の適用対象に加えることができるよう所要の整備を行うこととする。

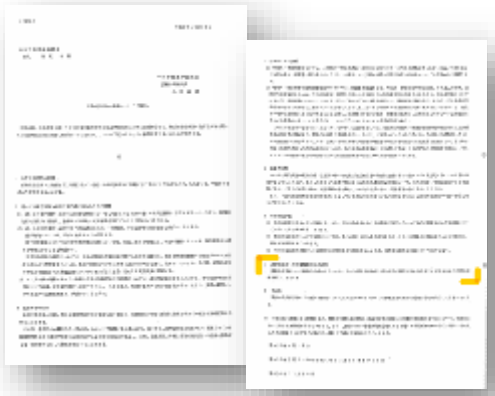

(3) 酒・たばこの二重課税解消

→ いわゆる「tax on tax」を解消すべきである。

フード連合
日本食品関連産業労働組合総連合会

二重課税(tax on tax)

- 酒税・たばこ税込みの販売価格に消費税が課税される。（税の2重徴収）
- 消費増税により、実質酒税・たばこ税が増額されたのと等しい状態になる。
- 軽減税率導入されたが、酒類・たばこ類は対象外となっていることにも留意。

【酒類への課税】

国税庁見解（国税庁HP：タックスアンサー(よくある税の質問No.6313)）

酒税やたばこ税などの個別消費税は、**メーカーなどが納税義務者となって負担する**税金であり、その**販売価額の一部を構成している**ので、課税標準に含まれるとされているものです。

国税庁見解の限界

「納税者が同一ではない」、「最終消費価格における原価の一部であり、法人税や固定資産税と同様の扱い」と言うが、酒・たばこ税は他の税と異なり、最終消費価格にそのまま転嫁される性質があり、実質的には同一の消費者が同じものに対して重複した税負担を強いられている状況に変わりない。

酒・たばこの位置づけの変化

酒・たばこの消費者が富裕層ではなくなっており、以前の贅沢な嗜好品から、より日常的なものへとの変化している。これまでの「贅沢な嗜好品だから税負担を強いる」という考え方が、変わらず適用されるべきものなのか整理が必要。

産業（労働環境）の状況

酒・たばこ産業ともに国内市場規模は減少傾向。
産業の規模縮小に伴い、労働者は厳しい環境に置かれている。
工場の再編成（移転・閉鎖）も多く、労働者の減少も著しい。

(4) プラスチック適正リサイクルの推進

→ 飲料用空容器のリサイクルボックス問題の解決

フード連合
日本食品関連産業労働組合総連合会

飲料用空容器のリサイクルボックス問題の概要

- 飲料自動販売機の横にある「リサイクルボックス」はPETボトルや缶の回収を目的としているが、約3割は異物が混入している実態。
  - → リサイクル効率悪化の要因
  - → 異物の中には「マスク」などもあり労働安全の面で懸念
  - → 一般ごみの処理は認可外処理
- 飲料補充ではなく「ゴミ回収」のための車両巡回も頻発している。
  - → 労働者のモチベーション低下
  - → 無駄なCO2排出

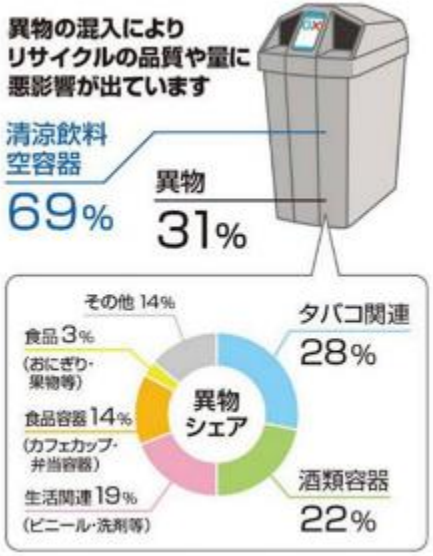

全清飲2018年12月東京都内にて調査

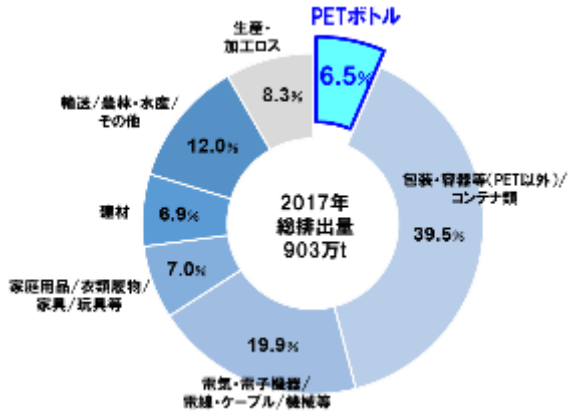

出展：一般社団法人 プラスチック循環利用協会

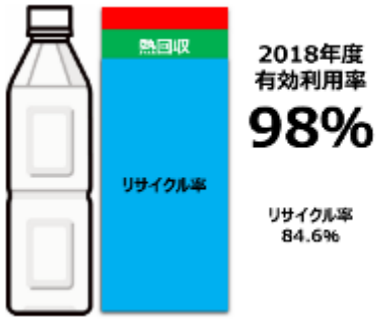

出展：全国清涼飲料連合会